

【周知】全ての薬局で覚醒剤原料帳簿が必要です

(一社) 青森県薬剤師会 保険委員会

覚醒剤取締法の改正について

医療用麻薬と医薬品である覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法が改正されます（施行日：令和2年4月1日）。法改正により医薬品覚醒剤原料の病院や薬局等における取扱い等が変更されました。

医師等が交付し、又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料（以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。）について、患者が服用しなくなり不要となった場合、病院や薬局等は、患者やその相続人等から譲受可能になりました（法改正前は、譲受不可）。

現に在庫や取扱いのない薬局でも帳簿は必要です。（記載の無い帳簿となります）

すでに、帳簿、在庫を有する薬局は、変更点、記載内容をご確認ください。

- 1) 病院や診療所、飼育動物診療施設は、自らが交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料のみ譲受可
- 2) **薬局は、自ら調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料に限らず、**

他の病院や薬局等が交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料も譲受可

患者等から調剤済医薬品覚醒剤原料を譲受した際、病院や薬局等は、速やかに「**交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書**」を届け出ることになります。患者等から不要のため譲受した調剤済医薬品覚醒剤原料は、再利用できず、速やかに廃棄しなければなりません

帳簿を備え、必要事項の記入義務化（改正覚取法第30条の17第3項関係）

病院や薬局等において、医薬品覚醒剤原料に関する帳簿を備え、必要事項を記入

することが義務付けられました。帳簿への記入事項は、以下のとおりです。

譲渡・譲受・施用・交付・廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日
事故届等により届出をした医薬品覚醒剤原料の品名及び数量

【帳簿記載上の注意】

- ・ 帳簿は品名、剤型別に口座を設けて記載してください。
- ・ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ・ 着脱式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用するときはページを付してください

書式や手引きなどは、下記を参考にしてください

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ha-hoken/mayaku-sannohe.html>

ホーム > 組織でさがす > 地域県民局 > 三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（三戸地方保健所） > 麻薬・覚醒剤原料に関する様式 にまとめられています。